

燃料電池自動車等の貸出しに関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、山梨県が保有する燃料電池自動車及び外部給電器（以下、「燃料電池自動車等」という。）の貸出しに関して必要な事項を定め、燃料電池自動車等を県内市町村及び団体等へ広く貸し出すことにより、燃料電池自動車等の普及啓発を図り、もって、水素エネルギーに関する理解及び利活用の推進に寄与することを目的とする。

（貸出車両）

第2条 貸出対象の燃料電池自動車等（以下「貸出公用車等」という。）は、別表のとおりとする。

（貸出の目的）

第3条 貸出公用車等の貸出しは、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 県内企業や県民等を対象としたイベント（来場者数がおおむね20名以上のものに限る）等での展示及び活用に供するとき。
- (2) その他知事が特に必要と認めるとき。

（貸出の制限）

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、貸し出さないことができる。

- (1) 宗教及び政治活動を目的とする事業に貸出公用車等を使用するとき。
- (2) 山梨県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1号から第3号に規定するものが使用するとき。
- (3) その他知事が適当でないと認めるとき。

（貸出日）

第5条 貸出公用車等の貸出しを行う日は、県において当該貸出公用車等を使用する予定がない日とする。

（貸出期間）

第6条 貸出公用車等の貸出しを行う期間（以下「貸出期間」という。）

は、7日以内とする。ただし、知事が特に必要と認めたときは、貸出期間を延長することができる。

（貸出料）

第7条 貸出公用車等に係る貸出料（燃料としての水素代金を含む。）は、無償とする。

（貸出申請）

第8条 貸出公用車等の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、貸出しを受けようとする日の1か月前から10日前までに、貸出公用車等貸出許可申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- (1) FCV等活用計画書
- (2) 運転者の運転免許証の写し
- (3) 収支予算書（入場料等を徴収する場合）
- (4) その他知事が必要と認める書類

（貸出許可）

第9条 知事は、前条に規定する貸出許可申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸出しを適当と認めるときは、貸出公用車等貸出許可書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、管理上必要な条件を付することができる。

（貸出許可の取消し）

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出許可を取り消すことができる。

- (1) 災害等の緊急かつやむを得ない理由により、貸出公用車を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 運行上その他の事情で貸出公用車に支障が生じたとき。
- (3) 偽りその他の不正な行為により、貸出許可を受けたとき。
- (4) その他知事が貸し出すことを適当でないと認めたとき。

（目的外の使用等の禁止）

第11条 貸出許可を受けた者（以下「被許可者」という。）は、次の各号に掲げる事項に使用してはならない。

- (1) 貸出公用車等を借り受けた目的以外に使用すること
- (2) 貸出公用車等（貸出公用車等から給電される電気を含む）の利用料金を徴すること
- (3) その他知事が適当でないと認める行為

2 被許可者は、運転前に運転者について次の各号に掲げる事項のほか、安全な運転に支障が無いことを確認しなければならない。

- (1) 運転時に有効な普通運転免許証を携帯していること
- (2) 体調不良ではないこと。また、薬の服用をしていないこと
- (3) 運転に際して補助装置を必要としないこと
- (4) 酒酔い又は酒気帯びの状態ではないこと

3 被許可者は第8条第1項の貸出許可書に記載された運転者以外の者に貸出公用車を運転させてはならない。ただし、イベント等に伴う試乗機会の提供のために行う場合であって、かつ、運転者の免許証や体調などを被許可者が責任をもって確認する場合にあっては、この限りではない。

(許可内容の変更等)

第12条 被許可者は、第8条の許可を受けた内容に変更が生じたとき、又は貸出しを中止しようとするときは、速やかに知事に届出なければならない。

(遵守事項)

第13条 被許可者及び運転者（以下「運転者等」という。）は、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他関係法令を遵守し、安全運転に努めなければならない。

2 運転者等は、貸出公用車について、善良な管理者としての注意を持って使用しなければならない。

(返却及び使用報告)

第14条 運転者等は、貸出公用車等の使用を終えたときは、当該貸出公用車の清掃を行い、指定された返却場所に返却し、貸出公用車の汚損状況等の確認を受けなければならない。

2 運転者等は、返却の日から1週間以内に、貸出公用車等使用報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。ただし、入場料等を徴する場合は1ヶ月以内とする。

(事故等の届出)

第15条 運転者等は、貸出公用車等の使用中に事故があった場合には、速やかに県に連絡するとともに、貸出公用車等事故届出書（様式第4号）により、知事に届出なければならない。

2 運転者等は、前項に規定する事故に関し、県が貸出公用車について契約した自賠責保険及び自動車任意保険（自動車共済を含む。以下「契約自動車保険等」という。）の加入先が必要とする書類及び証拠となるものを遅滞なく知事に提出しなければならない。

- 3 運転者等は、貸出公用車等を損傷し、又は滅失した場合には、貸出公用車等損傷等届出書（様式第5号）により、速やかに知事に届出なければならない。

（損害賠償責任等）

- 第16条 運転者等は、事故により第三者に損害を与えた場合には、被害者に対する道義的責任を果たすとともに、契約自動車保険等の約款等に基づき、県及び契約自動車保険等の加入先と処理方法等について協議し、事故を早期かつ円滑に解決するよう努めなければならない。
- 2 県は、貸出公用車の事故等により生じた第三者への損害について、賠償責任を負うものとする。
 - 3 運転者等は、貸出公用車等を損傷し、若しくは滅失した場合において、契約自動車保険等で補填されない部分については、運転者等の責任において損害賠償し、又は原状復旧しなければならない。
 - 4 事故等により運転者又は同乗者自身が受けた損害について、契約自動車保険等で補填されない部分については、運転者又は同乗者が自己の責任において処理するものとし、県は責任を負わないものとする。
 - 5 事故又は天災その他偶発的な原因によって生じた貸出公用車等に積載した荷物等の汚損、破損その他の損害については、県は責任を負わないものとする。

（求償）

- 第17条 前条第2項の規定により、県が損害賠償責任を負う場合において、運転者等に故意又は重大な過失があったときは、県は負担した損害賠償の全部又は一部について運転者等に対して求償することができるものとする。

（その他）

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、貸出公用車の貸出しに関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和３年 ６月２３日から施行する。

この要綱は、令和３年１１月 ２日から施行する。

この要綱は、令和４年 ７月２５日から施行する。

この要綱は、令和６年 ３月２６日から施行する。

この要綱は、令和７年 ４月 ３日から施行する。

別表 貸出公用車等一覧表

(１) 燃料電池自動車

車両番号	車 種	数 量
山梨３００み９３７８	トヨタ自動車 MIRAI (青)	１台

(２) 外部給電器

機器名称	数 量
本田技研工業 Power Exporter 9000	１基